

1. 一般廃棄物処理施設（最終処分場・浸出水処理施設・リサイクルセンター等）の設計

概要

廃棄物の減容化、安定化、無機化、無害化を行うことで廃棄物の最終処分が達成できます。施設として、最終処分場（遮断型処分場、安定型処分場、管理型処分場）、浸出水処理施設（最終処分場発生する浸出水を処理し、公共用水域へ放流）があります。

日本では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた構造基準と維持管理基準に基づいて設置・運営され、処分場が満杯になって埋立が終了した後も、浸出水が水質汚濁の原因とならなくなるまで運転を続けます。

一方、資源ごみ、粗大ごみ及び陶磁器・ガラスなどのごみは、手選別・破碎選別・圧縮梱包等リサイクルするためのリサイクルセンターなどの施設があります。

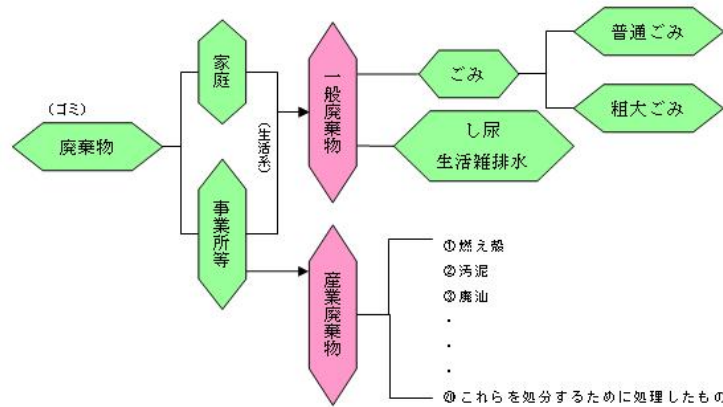
業務実施のメリットや効果

- ① 最終処分場・浸出水処理施設・リサイクルセンターの適正な設計を行い、適正な施設の建設により、適正な循環型社会の構築を行うことができます。
- ② 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることができます。

OECでは、地形、地質、地下水条件等の自然環境を考慮した最終処分場の位置選定、最終処分場内での発生ガス流出対策、閉鎖後の跡地利用計画等の提案、浸出水処理施設、リサイクルセンター及び付帯施設の設計を行います。

1) 廃棄物

廃棄物とは、占有者が自分で利用したり他人に有償で売却したりできないために不要となった固形状又は液状のものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。



(出典：一般・産業廃棄物における処理処分の概要と規制制度 岡山大学：田中勝)

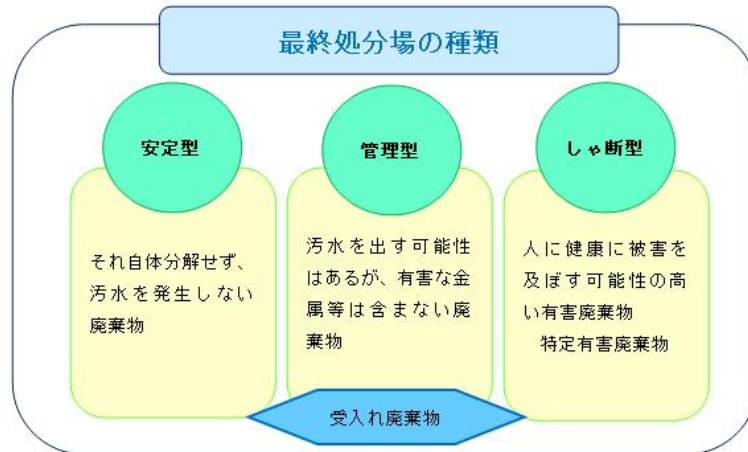
2) 特別管理一般廃棄物

廃棄物中で爆発性、毒性、感染性、その他人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがあるものを特別管理一般廃棄物と分類する。

区分	種類	備考
特別管理一般廃棄物	PCBを使用した部品	一般廃棄物である廃エアコン、テレビ・電子レンジから取り出されたもの、昭和51年3月17日付環境整備課長通知「PCBを含む廃棄物の処理対策について」に従い処理
	ばいじん	1日当りの処理能力が5t以上のごみ焼却施設のうち、焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん装置で捕集されたばいじん
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの、感染性病原体を含むまたは恐れのある一般廃棄物

(出典：一般・産業廃棄物における処理処分の概要と規制制度 岡山大学：田中勝)

3) 最終処分場



(出典: 一般・産業廃棄物における処理処分の概要と規制制度 岡山大学: 田中勝)

安定型処分場	管理型処分場	遮断型処分場	禁止物
無機性の固形状のもの	安定型にも遮断型にも 該当しないもの	有害な(特別管理)産業 廃棄物	最終処分できないもの
廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず がれき類 等	廃油(タールピッチ類) 紙くず 繊維くず 動物性残さ 死体 動物のふん尿 燃え殻、ばいじん、汚 泥、銻さい及びその廃 棄物を処分するために 処理したもの	燃え殻 ばいじん 汚泥 銻さい で、金属等を含むもの	廃油 廃酸 廃アルカリ 感染性廃棄物 廃PCB 等 廃石綿 ※定められた中間処理 した後に、汚泥、燃え殻 等として処分

一般廃棄物の最終処分場は管理型と法律上明記されていないが、埋め立てる廃棄物の質から、構造上は管理型に該当する。

(出典: 一般・産業廃棄物における処理処分の概要と規制制度 岡山大学: 田中勝)

4) 廃棄物浸出水処理施設



ゴミ埋立地の浸出水処理は、二次汚染源対策として重大な役割を担っています。廃棄物の中に含まれている汚染要因は、有機物、無機物、重金属などさまざまですが、すべてに対応するための、高度な**処理施設**の建設を行う。

(出典: フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』)

現在、**ゴミ埋立地**はこれ以上の廃棄物を収容しきれないほどの過密状態となっており、しかもそこから排出される**最終処分場浸出水**の量は膨大なものとなっている。**環境保全対策**が社会問題化する中、**浸出水処理**は、**二次汚染源対策**としてその役割は重大。しかも、廃棄物の中に含まれる有機物・無機物・重金属など、全ての汚染要因に対応するには、高度な処理技術が必要となる。廃棄物の性状に確実に対応した**浸出水処理施設**が必要となる。

5) リサイクルセンター

リサイクルセンターとは、廃棄物の資源化に関する機能をもった施設であり、1日の処理能力が5t未満の施設となっている。その事業内容を以下に示す。

<リサイクルセンターの事業内容>

- ① 不燃物処理・資源化事業—鉄・アルミの金属、ガラスカレット、空きビン等の不燃物を回収、資源化する事業
- ② 可燃物処理・資源化事業—廃木材や紙類等の可燃物を回収、資源化又は固形燃料化する事業

リサイクルセンターは資源化に関する機能のみをもつ施設である。これらの施設は、資源化対象品目の種類や、資源化後の流通形態、その施設の目的などによって施設の規模や内容が大きく変わるものである。そのため、施設計画を行うに当たっては、国庫補助を受けるうえでの定義にとらわれることなく、その地域に適した施設を計画する必要がある。